会　議　概　要

<table>
<tr><td colspan="2">会議の名称</td><td colspan="3">令和５年度第２回つくば市指定管理者候補者選定検討会議</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td colspan="3">令和５年 10 月 24 日（火）13：30～15：30</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td colspan="3">市役所　５階　庁議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局（担当課）</td><td colspan="3">政策イノベーション部企画経営課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委員</td><td colspan="3">小泉委員、加藤委員、土田委員、高巣委員、松永委員、木村委員、松本副市長（座長）、稲葉政策イノベーション部次長、吉沼教育局長、大久保市民部長（つくば市民・学校プール所管）</td></tr>
<tr><td>主管課</td><td colspan="3">スポーツ施設課：武笠課長、大谷課長補佐、瓜阪係長、島田係長、小池主任（記録者）、今泉主事</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="3">政策イノベーション部企画経営課：横田課長、中村課長補佐、岩橋係長、髙橋主任、瀬戸主任、坂本主事</td></tr>
<tr><td colspan="2">公開・非公開の別</td><td>□公開　■非公開　□一部公開</td><td>傍聴者数</td><td>０人</td></tr>
<tr><td colspan="2">非公開の場合はその理由</td><td colspan="3">選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、つくば市情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する情報の聴取が予想されるため非公開とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議次第</td><td colspan="3">１　開会
２　つくば市民・学校プールに係る指定管理者候補者の選定
（１）申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
①つくばアクアティックグループ
②アクアスみどりの
（２）集計結果報告及び指定管理者候補者の決定
３　閉会</td></tr>
</table>

＜開会＞
事務局：令和５年度第２回つくば市指定管理者候補者選定検討会議を開会する。
座長：本日は、つくば市民・学校プールに係る指定管理者候補者の選定を行う。なお、第１回会議で決定いただいたとおり、第２回以降の会議では、申請者によるプレゼンテーション、ヒアリングの際には「つくば市情報公開条例」に規定される不開示情報を含むものとして、プレゼンテーション以降は非公開とする。また、選定にあたっては、申請のあった団体等からのプレゼンテーションを受け、第１回会議にて承認を受けた採点表等を使って、委員の皆さまに採点を行っていただく。

【つくばアクアティックグループによるプレゼンテーション】

【質疑応答】
委員：プールの監視員の配置人数の算定根拠を教えてほしい。
つくばアクアティックグループ：
【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：職員を雇用した際の研修プログラム等は決まっているのか。
つくばアクアティックグループ：
【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：研修の対象となるのは、通常の正社員、あとはパートアルバイト全員に該当するということでよいか。
つくばアクアティックグループ：
【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：監視員の配置人数は休憩時間も含め常時配置されるのか。あとバックオフィスには何人いるのか。
つくばアクアティックグループ：
【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：プール管理責任者には年数の指定があるか。
つくばアクアティックグループ：
【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
つくばアクアティックグループ：
【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：『利用者個々の年齢等に応じた安全管理』、『個々の健康状態や精神的特徴を把握し』とは具体的にはどのような内容、方法か教えてほしい。
つくばアクアティックグループ：具体的に何か情報を得るわけではないが、もちろんプールの管理も必要だが、サービスを提供する側でもある。日々の挨

拶というコミュニケーションの中から、今日の健康状態を把握しながら、もし何か今日様子が変だということであれば、すぐにスタッフ内で共有をしながら注視するということも行っている。コミュニケーションの中からの気づきが重要だと考えており、それを重視する。

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：閑散期の集客について、詳しく説明してほしい。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：収支予算書について、充足率の根拠や数字の出どころを教えてほしい。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】個人情報はどう管理されているのか。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：学校が利用して一般利用も想定されている施設で、この施設ならではの気をつけなければいけないこと、あるいは、御社としてこうすべきだという考えがあれば教えてほしい。

つくばアクアティックグループ：この学校プールが、全国的に見てもまだまだ類を見ない施設となっている。今回の取り組みが未来に向けて先進的な事例になると考えている。学校との意思疎通が難しいという考えもあるが、【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】現状見えない部分もあるが、そこについては、しっかりと意見を聴取しながらそれを反映する仕組みを日々持って取り組んでいきたい。

【アクアスみどりのによるプレゼンテーション】

【質疑応答】

委員：もしお客様が滑って怪我をしてしまったとの訴えがあった場合、同じことが起きないようにするためには、どのように対応する考えか。

アクアスみどりの：怪我をされた方の応急手当やその滑った箇所に対しての原因を突き詰めていきたい。汚れが原因なのか、施設のそもそもの問題であるのかまでしっかりと突き詰めて、再発防止に努めたい。

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：スタッフの研修教育の実施について、どのくらいの期間を想定されているのか。

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：職員配置について、監視責任者が不在の場合もあるのか。

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：
　【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
アクアスみどりの：
　【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
アクアスみどりの：
　【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
座長：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
アクアスみどりの：
　【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
座長：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する発言】
委員：利用料金について、キャッシュレス決済の導入の考えはあるか。
アクアスみどりの：
　【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
アクアスみどりの：
　【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
アクアスみどりの：
　【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
アクアスみどりの：
　【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
アクアスみどりの：
　【情報公開条例第５条第３号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
委員：特に夏休みなどは通常より利用も増えると思うが、その時には一般利用を制限することはあるか。
アクアスみどりの：特に利用制限を設ける予定はないが、やはり子供が多くて、雰囲気的に嫌だなと思う成人あるいは高齢者もいるかもしれないと思うので、普段の授業の中でもそういったルールの徹底をお伝えできるように、支援していきたい。

【採点・集計結果報告及び指定管理者候補者の決定】

座長：会議を再開する。事務局から集計結果の報告をお願いする。
事務局：集計結果を報告する。「つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の

選定に関する基準」の第５条第３項に規定する、委員の過半数以上が、基準点 52 点に満たないと評価した申請者はおりませんので、合計点数による各委員の順位付けにより、候補者及び次点候補者を選定する。

つくばアクアティックグループを第１順位をつけた方が９名、アクアスみどりのを第１順位をつけた方が３名であり、第１順位の最も多い申請者は、１番目のつくばアクアティックグループとなった。

座長：申請者のつくばアクアティックグループをつくば市民・学校プールの指定管理者候補者として、また、申請者のアクアスみどりのを次点候補者として市長に報告する。事務局から報告書案について説明をお願いする。

事務局：【資料１－３について説明】

座長：報告書案の説明についてご意見がないようなので、これで市長報告と 12 月議会における指定議案を上程させていただく。

以上で、つくば市民・学校プールに係る指定管理者候補者の選定を終了する。

＜終了＞

令和５年度第２回つくば市指定管理者候補者選定検討会議　次第

日時　令和５年(2023 年)10 月 24 日（火）13 時 30 分から
場所　つくば市役所本庁舎５階　庁議室

令和５年度選定対象施設：〇つくば市民・学校プール

１　開会

２　つくば市民・学校プールに係る指定管理者候補者の選定（P23～31　資料１）
（１）申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
①つくばアクアティックグループ
②アクアスみどりの
（２）集計結果報告及び指定管理者候補者の決定

３　閉会

配付資料

基礎資料１	つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
基礎資料２	つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（一部抜粋）
基礎資料３	つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱
基礎資料４	つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準 （指定管理者候補者選定検討会議　採点表　及び　実績評価表）
基礎資料５	令和５年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿（１施設分）
参考資料１	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
参考資料２	つくば市情報公開条例（一部抜粋）
資料１	つくば市民・学校プールに係る指定管理者候補者選定検討会議採点表・類似施設業務実績一覧表・指定管理者候補者選定検討結果報告書(案)

基礎資料１

○つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成16年12月28日

条例第37号

改正　平成27年９月25日条例第37号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第１項に規定する公の施設の管理を行わせる指定管理者（同法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の公募）

第２条　市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

２　市長は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ次に掲げる事項等を告示するものとする。

(1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地

(2) 管理の基準及び業務の範囲

(3) 管理を行う期間

(4) 指定の申請に係る資格要件

(5) 指定に係る申請の方法

(6) 公募に係る応募期間（以下「申請期間」という。）

(7) 施設の利用者数、決算その他運営状況に関する資料（新規施設にあっては事業実施計画書等）

（指定管理者の指定の申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書及び収支予算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、及び議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書に基づく公の施設の管理運営が住民の平等利用を確保するものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであり、かつ、公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を、安定的で、かつ、継続的に行うことができる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

２　第２条第１項の規定にかかわらず、市長は、公の施設の設置目的を効果的、かつ、適正に達成することができるものと認められる団体で、つくば市が出資しているものを指定管理者の候補者として選定することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第５条　指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第７条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理する公の施設の利用状況その他の管理業務状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前３号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告等）

第６条　市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実

地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第７条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理が適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第８条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平27条例37・旧第10条繰上）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年条例第37号）

この条例は、平成27年10月５日から施行する。

基礎資料２

○つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（一部抜粋）

平成17年２月24日

規則第５号

改正　平成23年８月24日規則第37号　平成26年７月28日規則第48号

平成29年１月27日規則第２号　平成31年３月22日規則第10号

令和４年３月31日規則第45号　令和４年９月27日規則第79号

（趣旨）

第１条　この規則は、つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書等）

第２条　条例第３条の規則で定める申請書は、指定申請書（様式第１号）とする。

２　条例第３条第１号の事業計画書は様式第２号に、同号の収支予算書は様式第３号によるものとする。

３　条例第３条第２号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、条例第４条第２項に規定する団体が新規設立の理由により第３号に掲げる書類を作成できない旨の理由書の提出があった場合は、この限りでない。

(1) 申請に係る団体の概要書（様式第４号）

(2) 申請に係る団体の定款又は寄附行為の写し及び履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあっては、規約、会則その他これらに類するもの、役員名簿及び代表者の住民票の写し）

(3) 第１項の申請書を提出する日の属する事業年度を除いた直近３事業年度分の次に掲げる書類

ア 申請に係る団体の活動状況、経営状況等が確認できる事業報告書

イ 申請に係る団体の収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

（平23規則37・平29規則２・令４規則79・一部改正）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第２条第３項第１号の規定の適用については、この規則の公布の日から平成17年３月６日までの間は、同号中「登記事項証明書」とあるのは、「登記簿の謄本」とする。

附　則（平成23年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年規則第10号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第45号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

（設置）

第１条　つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第４条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

（組織）

第３条　検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

２　検討会議は、委員 12 人以内で組織する。

３　委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの

(2) 市内に在住し、在勤し、在学する者で、公募により市長が選定するもの

(3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

４　市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

（会議等）

第４条　検討会議に座長を置く。

２　座長は、副市長をもって充てる。

３　座長は、会務を総理し、会議を代表する。

４　座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

５　検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

６　検討会議の会議は公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。

(1) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第５条各号の不開示情報に関し検討を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

７　審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第４条第２項に規定する者を指定予定施設の指　定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りではない。

（委員の責務）

第５条　委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

２　委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（結果の公表）

第６条　検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

（庶務）

第７条　検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

基礎資料４

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

（趣旨）

第１条　この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

（採点表）

第２条　検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙１の採点表を用いるものとする。

２　審査項目の配点は原則として５段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については７段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

（実績評価表）

第３条　現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙２の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

２　前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

（検討会議による承認）

第４条　採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

（基準点）

第５条　指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

２　基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

３　委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

（選定方法）

第６条　候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

２　候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が１者の場合　各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が２者以上の場合　各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第１順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第１順位となる者が２者以上となった場合にはいずれの者も第１順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア　指定管理料提示額の最も低い者

イ　全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ　７段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ　施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の５つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

３　次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が１者の場合　各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が２者以上の場合　各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第１順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第１順位となる者が２者以上となった場合にはいずれの者も第１順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア　指定管理料提示額の最も低い者

イ　全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ　７段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ　施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の５つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

附　則

この基準は、平成 28 年８月９日から施行する。

この基準は、平成 29 年２月３日から施行する。

この基準は、令和４年７月１日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配　点

５：　1＝好ましくない　2＝普通より劣る　3＝普通　4＝普通より優れている　5＝優れている

７：　1=好ましくない　2=普通より劣る　3=普通よりやや劣る　4=普通　5=普通よりやや優れている　6=普通より優れている　7=優れている

	審　査　項　目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか（利用促進策）	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	（その他、施設所管課で設定する項目があれば入力） ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(−5、−3、0、3、5)	実績評価表		
	合　計　点　数			（基準点）
	適　・　否			

別紙2

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1　施設の概要

施設概要	名称	
	所在地	
	関係条例等	
	設置目的	
指定管理者	名称	
	所在地	
指定管理業務の内容		
指定期間		

総合評価（年度評価）	和暦　年度 （西暦　年度）	和暦　年度 （西暦　年度）	和暦　年度 （西暦　年度）	和暦　年度 （西暦　年度）	和暦　年度 （西暦　年度）

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 （講座・セミナー等）			
アンケートの実施状況 （利用者の満足度、 苦情等）			
収支状況			

２ 評価結果

評 価 項 目			
（1）管理状況			評点
	項目	視点	
	①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。（清掃、警備、保守点検、環境配慮等）	
	②適切な職員配置	職員配置は適切か。（有資格者等の配置）	
	③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。（就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等）	
	④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
	⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
	⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
	⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	
	【評価の理由】		
（2）運営状況			評点
	項目	視点	
	①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
	②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
	③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	
	④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
	⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
	⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
	⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。（導入前との比較、導入後の推移等）	
	⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	
	【評価の理由】		

２ 評価結果

評 価 項 目			
（3）収支状況			評点
	項目	視点	
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	
	【評価の理由】		

【総合評価】

合計評点		評価ランク	
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。			

※添付書類

事業報告書（月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査（アンケート調査等）結果、苦情一覧、収支報告書等）、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

4：目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
3：目標や計画を上回る成果があったもの
2：目標や計画どおりの成果があったもの
1：工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
0：目標や計画を下回っており、（所管部署の指導にもかかわらず、）工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

S：総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
（0点の項目が無く、合計点が49点以上）
A：総合的に評価した結果、優れていると認められる
（0点の項目が無く、合計点が39～48点）
B：総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
（0点の項目が無く、合計点が30～38点）
C：総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
（合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合）
D：総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
（合計点が17点以下）

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

S：5点加点
A：3点加点
B：0点
C：3点減点
D：5点減点

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

【基礎資料５】

令和５年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議　委員名簿
（Ｂ）つくば市民・学校プール

（敬称略）

	外部・庁内別	氏　　名	所　属　等
1	座長	松本　玲子	つくば市副市長
2	外部委員	加藤　雅子	税理士
3		木村　京子	市民委員
4		小泉　公乃	筑波大学　図書館情報メディア系　准教授
5		高巣　文子	常総運動公園管理事務所 副所長兼運動施設管理責任者
6		土田　祐子	社会保険労務士
7		松永　太	市民委員
8	庁内委員	稲葉　清隆	つくば市政策イノベーション部次長
9		大久保　克己	つくば市市民部長（施設所管部）
10		吉沼　正美	つくば市教育局長

参考資料1

○つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

（目的）

第１条　この条例は，附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により，市政運営における透明性の向上を図り，及び市民の市政運営に対する理解を深め，もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項に規定する附属機関をいう。

(2) 懇談会等　市民，有識者等のうち執行機関が選任した者から意見，知見等を聴取し，市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会，懇話会，検討会，研究会その他市政運営上の会議をいう。

(3) 執行機関　地方自治法第138条の４第１項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

（会議公開の原則）

第３条　附属機関の会議及び懇談会等は，これを公開する。

（非公開とすることができる会議）

第４条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は，附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議において，つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第５条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込み

があるとき。

(2) 会議を公開することにより，公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ，会議の目的が達成されないと認められるとき。

（会議の非公開の決定方法）

第５条　前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第１号に該当するおそれがあるとき　次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し，決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り，規則で定める事項を勘案し，決定する方法

(2) 前条第２号に該当するおそれがあるとき　附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

（会議開催の事前公表）

第６条　執行機関は，規則で定めるところにより，附属機関の会議及び懇談会等の名称，開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の７日前までに公表しなければならない。ただし，緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは，この限りでない。

（会議の傍聴等）

第７条　附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は，その都度，執行機関が定める。

２　附属機関の会議又は懇談会等を妨害し，又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は，当該会議を傍聴することができない。

３　附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は，規則で定める事項を遵守し，及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

４　附属機関及び懇談会等の長は，傍聴人が前項の指示に従わないときは，当該傍

聴人に対し，退場を命ずることができる。

（会議資料の閲覧）

第８条　執行機関は，附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは，当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

（会議録の作成）

第９条　執行機関は，規則で定めるところにより，附属機関の会議及び懇談会等について，公開又は非公開にかかわらず，当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

（会議録の写し等の公表）

第１０条　執行機関は，規則で定めるところにより，公開の附属機関の会議及び懇談会等にあっては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を，非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあってはその概要を記録したものを公表しなければならない。

（公開状況の公表）

第１１条　市長は，規則で定めるところにより，附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について，公表しなければならない。

（他の条例に特別の定めがある場合の取扱い）

第１２条　附属機関の会議の公開等について，他の条例に特別の定めがあるときは，その定めるところによる。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成30年２月１日から施行し，同日以後に第６条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

（つくば市政治倫理審査会条例の一部改正）

2　つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市開発審査会条例の一部改正）

3　つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正）

4　つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正）

5　つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正）

6　つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

参考資料2

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日
条例第 27 号

（行政文書の開示義務）

第５条　実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない。

(1)・(2)　（略）

(3)　法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4)～(7)　（略）

（令５条例６・一部改正）

（資料1－1）

つくば市民・学校プール　指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配　点

5：　1＝好ましくない　2＝普通より劣る　3＝普通　4＝普通より優れている　5＝優れている

7：　1=好ましくない　2=普通より劣る　3=普通よりやや劣る　4=普通　5=普通よりやや優れている　6=普通より優れている　7=優れている

	審　査　項　目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5	3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか（利用促進策）	様式第2号 様式第3号(2)(3)	7	4
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	7	4
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	施設の設置目的に沿った自主事業 ※施設の魅力を高める自主事業を企画しているか	様式第3号(2)	5	3
14	実績評価による加減点(−5、−3、0、3、5)	実績評価表		
	合　計　点　数		88	（基準点） 52
	適　・　否			

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設　つくば市民・学校プール

所管課　市民部スポーツ施設課

申請者名	施設名称（所在地）	運営形態（指定管理・委託・その他）	管理期間	評価書類の有無
つくばアクアティックグループ（特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所）	長野市温湯地区温泉利用施設(湯～ぱれあ)	その他（PFI事業）	記載なし	無
	西東京市スポーツ・運動施設	指定管理	記載なし	無
	国分寺市スポーツ・運動施設	指定管理	記載なし	無
	筑西市あけの元気館	指定管理	記載なし	無
	館山市4施設	指定管理	記載なし	無
	取手市取手グリーンスポーツセンター	指定管理	記載なし	無
	つくばウェルネスパーク	指定管理（代表団体）	H31年4月～R6年3月	無
つくばアクアティックグループ（（株）東京アスレティッククラブ）	江戸川区スポーツセンター（東京都江戸川区）	指定管理	H18年4月～R8年3月	有
	洞峰公園（つくば市）	指定管理	H19年4月～R14年3月	無
	荒川総合スポーツセンター（東京都荒川区）	指定管理（代表団体）	H19年4月～R7年3月	有
	国分寺市体育施設（全8施設）（東京都国分寺市）	指定管理	H20年4月～R5年3月	有
	小金井市総合体育館（全2施設）（東京都小金井市）	指定管理	H21年4月～R7年3月	無
	東京都狛江市体育施設（全9施設）（東京都狛江市）	指定管理	H21年4月～R6年3月	無
	杉並区上井草スポーツセンター（全2施設）（東京都杉並区）	指定管理	H21年4月～R9年3月	有
	仙台市宮城広瀬総合運動場（宮城県仙台市）	指定管理	H22年4月～R7年3月	有
	仙台市葛岡温水プール（全3施設）（宮城県仙台市）	指定管理	H22年4月～R7年3月	有
	取手市立取手グリーンスポーツセンター	指定管理	H23年4月～R8年3月	有
	アゼリア21（全2施設）（熊本県阿蘇市）	指定管理	H24年4月～R7年3月	無
	中野区産業振興センター（東京都中野区）	指定管理	H26年4月～R7年3月	無
	浜松市浜北総合体育館他（全8施設）（静岡県浜松市）	指定管理	H31年4月～R6年3月	無
	生駒市井出山体育施設（全4施設）（奈良県生駒市）	指定管理	H27年4月～R7年3月	有
	茅ヶ崎市屋内温水プール（神奈川県茅ケ崎市）	指定管理	H28年4月～R6年3月	有
	中野スポーツ・コミュニティプラザ（全4施設）（東京都中野区）	指定管理	H30年4月～R8年3月	有
	玉野市立体育施設等（全6施設）（岡山県玉野市）	指定管理	H30年4月～R5年3月	有

	杉並区永福体育館（全4施設）（東京都杉並区）	指定管理	H30年９月～R9年３月	有
	甲良町温水プール及び甲良町一般入浴施設香良の湯（全2施設）（滋賀県甲良町）	指定管理	H31年４月～R9年３月	無
	中野区立平和の森公園及び中野区立総合体育館（全2施設）（東京都中野区）	指定管理	R2年６月～R7年３月	有
	安城市レジャープール（愛知県安城市）	指定管理	R3年４月～R8年３月	有
	守山市環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設（滋賀県守山市）	指定管理	R3年４月～R8年３月	有
	東村山市民スポーツセンター（東京都東村山市）	指定管理	R4年４月～R8年３月	無
	豊能町立スポーツセンターシートス（全2施設）（大阪府豊能町）	指定管理	R4年４月～R8年３月	無
	名古屋市天白スポーツセンター（愛知県名古屋市）	指定管理	R5年４月～R10年３月	無
	かみす防災アリーナ（神栖市）	PFI事業	H31年６月～R15年３月	無
アクアスみどりの（シンコースポーツ（株））	上富良野町保健福祉センター「かみん」（北海道）	委託	H28年４月～R8年３月	無
	総合ケアセンター「ゆくり」（北海道勇払郡厚真町）	委託	H29年４月～R6年３月	無
	長野運動公園総合運動場	指定管理	H18年４月～R8年３月	有
	南長野運動公園	指定管理	H28年４月～R8年３月	有
	岡谷市スポーツ施設（長野県）	指定管理	H21年４月～R6年３月	有
	須高広域総合プール「サマーランド」（長野県）	指定管理	H26年４月～R9年３月	無
	佐久市駒場公園（長野県）	指定管理	R4年４月～R9年３月	無
	立川市泉市民体育館（東京都）	指定管理	H26年４月～R6年３月	有
	昭島市スポーツセンター（東京都）	委託	H17年４月～R10年３月	無
	あきる野市ファインプラザ（東京都）	指定管理	H21年４月～R6年３月	無
	あきる野市民プール（東京都）	指定管理	H24年４月～R9年３月	無
	八王子市甲の原体育館（東京都）	指定管理	H25年４月～R8年３月	無
	日野市民プール（東京都）	指定管理	H21年４月～R6年３月	無
	群馬県立敷島公園（前橋市）	指定管理	H24年４月～R7年３月	無
	熊谷市総合運動公園（埼玉県）	指定管理	H21年４月～R9年３月	無
	深谷グリーンパーク（埼玉県）	指定管理（代表団体）	H24年４月～R9年３月	有
	県民健康福祉村・ときめき元気館（埼玉県越谷市）	指定管理	H23年４月～R8年３月	無
	越谷市立老人福祉センター・越谷市民プール（埼玉県）	指定管理	H31年４月～R6年３月	無
	蕨市民体育館蕨市民プール（埼玉県）	指定管理	H23年４月～R8年３月	無
	上尾市健康プラザ（埼玉県）	指定管理	H24年４月～R9年３月	無
	さいたま市健康福祉センター「西楽園」（埼玉県）	指定管理	H27年４月～R7年３月	有

	久喜市体育施設及び公園施設等（埼玉県）	指定管理	H26年４月～R6年３月	無
	狭山台体育館（埼玉県）	指定管理	H23年４月～R8年３月	無
	狭山市民健康文化センター「サンパーク奥富」（埼玉県）	指定管理（代表団体）	H22年４月～R6年３月	有
	松戸市和名ヶ谷スポーツセンター（千葉県）	委託	H8年４月～R5年３月	無
	松戸運動公園他8スポーツ施設（千葉県）	指定管理	H25年４月～R7年３月	無
	さわやかプラザ軽井沢（千葉県鎌ケ谷市）	指定管理	H22年４月～R7年３月	無
	千葉市中央コミュニティセンター（千葉県）	指定管理	H23年４月～R5年３月	無
	厚木市ふれあいプラザ（神奈川県）	指定管理	H26年４月～R21年３月	無
	三島市総合体育館・プール（静岡県）	指定管理	H17年４月～R6年３月	有
	静岡県富士水泳場（富士市）	指定管理	H30年４月～R10年３月	無
	清水町温水プール（静岡県）	指定管理	R2年４月～R7年３月	無
	浜松市北部プール（静岡県）	指定管理	H26年４月～R6年３月	無
	岡崎げんき館（愛知県）	その他（PFI事業）	H20年４月～R16年３月	無
	名古屋市熱田プール（愛知県）	指定管理	H28年４月～R10年３月	無
	茨木市西河原市民プール（大阪府）	指定管理	H27年４月～R7年３月	無
	芦屋市福祉プール（兵庫県）	委託	H22年４月～R6年３月	無
	宝塚市スポーツセンター（兵庫県）	委託	H26年４月～R6年３月	無
	神戸市立北須磨文化センター	委託	R2年４月～R5年３月	無

資料１－３

つくば市民・学校プール
指定管理者候補者選定検討結果報告書（案）

令和５年(2023 年)10 月 24 日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
（事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課）

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料１参照）を開催し、条例第２条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第３条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

１　指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

２　施設の概要

(1) 名称　　つくば市民・学校プール
(2) 所在地　資料２「つくば市民・学校プール施設概要」参照
(3) 施設の設置目的　資料２「つくば市民・学校プール施設概要」参照
(4) 設置年　資料２「つくば市民・学校プール施設概要」参照
(5) 施設根拠　つくば市民・学校プール条例（令和５年つくば市条例第 34 号）
(6) 施設の概要等　　資料２「つくば市民・学校プール施設概要」参照

３　指定予定期間

令和６年４月１日から令和９年３月 31 日まで

４　つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏　　名	備　考
1	副市長	松本　玲子	座長
2	税理士	加藤　雅子	外部委員
3	市民委員	木村　京子	
4	筑波大学　図書館情報メディア系　准教授	小泉　公乃	

5	常総運動公園管理事務所 副所長兼運動施設管理責任者	高巣　文子	
6	社会保険労務士	土田　祐子	
7	市民委員	松永　太	
8	政策イノベーション部次長	稲葉　清隆	庁内委員
9	市民部長（施設所管部長）	大久保　克己	
10	教育局長	吉沼　正美	

5　選定までの経過

令和５年７月７日（金）～令和５年８月８日（火）　募集要項等配布
令和５年７月 13 日（木）　説明会・現地視察会
令和５年７月 18 日（火）～令和５年７月 25 日（火）　質問受付
令和５年８月１日（火）～令和５年８月８日（火）　申請書類受付
令和５年８月９日（水）～令和５年９月 28 日（木）
第一次審査（市民部スポーツ施設課、政策イノベーション部企画経営課による書類審査）
令和５年 10 月 18 日（水）　第１回指定管理者候補者選定検討会議開催
令和５年 10 月 24 日（火）　第２回指定管理者候補者選定検討会議開催
第二次審査(プレゼンテーション、候補者選定等)

6　申請者の名称及び所在地　（受付順）

【申請者１】
名　称：つくばアクアティックグループ
所在地：茨城県つくば市島名 825 番地

【申請者２】
名　称：アクアスみどりの
所在地：茨城県つくば市みどりの中央８２－８みどりのグランデプラザＣ

7　申請者の指定管理料提示額

年度	申請者１	申請者２	市上限額
令和６年度	39,436 千円	39,468 千円	39,469 千円
令和７年度	39,232 千円	39,930 千円	39,931 千円
令和８年度	46,195 千円	46,250 千円	46,250 千円

8　審査

申請要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

(1) 第一次審査（書類審査／市民部スポーツ施設課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

(2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング

② 選定方法に基づく審査

9　選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料３参照）に基づき、採点表（資料４参照）を用いて選定を行った。

10　選定結果

(1)候補者

【申請者●】

名　称：

所在地：

代表者：

設　立：

資本金：

事業内容：

主な実績：

(2)次点候補者

【申請者●】

名　称：

所在地：

代表者：

設　立：
資本金：
事業内容：
主な実績：

11　選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第６条の２及び第６条の３に基づき、申請者●を候補者として選定し、申請者●を次点候補者として選定した。